

令和 8 年

市 議 会 8 月 定 例 会 議 案

掛 川 市

目 次

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 98 号	令和 8 年度掛川市一般会計補正予算（第 3 号）について	5
議 案 第 99 号	令和 8 年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について	61
議案第100号	令和 8 年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）について	75
議案第101号	令和 8 年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について	87
議案第102号	掛川市スポーツ施設条例の一部改正について	111
議案第103号	掛川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	129
議案第104号	掛川市道路線の認定について	131
議案第105号	令和 7 年度掛川市水道事業会計剰余金の処分について	137
議案第106号	令和 7 年度掛川市公共下水道事業会計剰余金の処分について	139
認第 1 号 ～認第11号	令和 7 年度掛川市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について	別冊
認第12号 ～認第16号	令和 7 年度掛川市公営企業会計決算の認定について	別冊
報告第 5 号	健全化判断比率の報告について	141
報告第 6 号	資金不足比率の報告について	143

議案第 98 号

令和 8 年度掛川市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 8 年度掛川市一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,032,883千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55,984,228千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令和 8 年 8 月 28 日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10 地方特例交付金		275,137	△1,227	273,910
	1 地方特例交付金	274,000	△1,227	272,773
11 地方交付税		4,650,000	409,506	5,059,506
	1 地方交付税	4,650,000	409,506	5,059,506
14 使用料及び手数料		553,232	77,920	631,152
	2 手数料	193,827	77,920	271,747
15 国庫支出金		9,384,433	89,319	9,473,752
	2 国庫補助金	4,597,802	89,319	4,687,121
16 県支出金		4,432,276	12,771	4,445,047
	2 県補助金	1,703,284	12,771	1,716,055
18 寄附金		624,311	16,000	640,311
	1 寄附金	624,311	16,000	640,311
19 繰入金		2,175,454	△1,414,933	760,521
	1 基金繰入金	2,175,454	△1,414,933	760,521
20 繰越金		30,000	1,898,666	1,928,666
	1 繰越金	30,000	1,898,666	1,928,666
21 諸収入		2,425,257	2,361	2,427,618
	5 雑入	936,886	2,361	939,247
22 市債		2,808,100	△57,500	2,750,600
	1 市債	2,808,100	△57,500	2,750,600
歳 入 合 計		54,951,345	1,032,883	55,984,228

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 6,006,989	千円 980,159	千円 6,987,148
	1 総務管理費	4,931,282	910,159	5,841,441
	2 賦課徴収費	634,209	70,000	704,209
3 民生費		19,190,648	24,100	19,214,748
	1 社会福祉費	7,906,267	4,967	7,911,234
	2 児童福祉費	10,408,041	19,133	10,427,174
4 衛生費		5,701,825	96,334	5,798,159
	3 清掃費	2,768,446	96,334	2,864,780
6 農林水産業費		1,359,518	34,143	1,393,661
	1 農業費	576,107	25,543	601,650
	2 農地費	614,318	8,600	622,918
8 土木費		4,985,043	5,643	4,990,686
	4 都市計画費	1,913,345	5,643	1,918,988
10 教育費		6,270,756	△27,679	6,243,077
	2 小学校費	1,188,536	4,000	1,192,536
	3 中学校費	771,441	△83,358	688,083
	6 保健体育費	1,679,984	51,679	1,731,663
12 公債費		5,466,066	△79,817	5,386,249
	1 公債費	5,466,066	△79,817	5,386,249
歳 出 合 計		54,951,345	1,032,883	55,984,228

第2表 債務負担行為補正

1. 追加の部

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
学校体育施設屋外照明設備改修工事	自 令和 8 年度 至 令和 9 年度	59,378
給食文化苑こうようの丘 空調設備改修工事監理業務委託	自 令和 8 年度 至 令和 9 年度	4,620
給食文化苑こうようの丘 空調設備改修工事	自 令和 8 年度 至 令和 9 年度	153,923

2. 変更の部 (上段:補正前 下段:補正後)

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
原野谷学園小中一貫校基本設計・実施設計業務委託	自 令和 7 年度	207,858
	至 令和 8 年度	
	自 令和 7 年度	
	至 令和 9 年度	

第3表 地方債補正

1. 追加の部

(単位 千円)

項 目	起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
教育債 (23,000)	学校体育施設開放環境整備事業	23,000	証書借入	政府資金は指定利率。その他は5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件に従う。ただし、市財政の都合により据置期間中でも繰上償還をなし又は償還期限を短縮し若しくは低利債に借換えすることができる。
合 計		23,000			

2. 変更の部 (上段：補正前 下段：補正後)

(単位 千円)

項 目	起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
農林水産債 (1,900増)	自 然 災 害 防 止 事 業 (農業用溜池整備事業) (1,900増)	23,000	証書借入	政府資金は指定利率。その他は5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件に従う。ただし、市財政の都合により据置期間中でも繰上償還をなし又は償還期限を短縮し若しくは低利債に借換えすることができる。
		24,900			
教育債 (△82,400減)	原野谷学園小中一貫校整備事業 (△75,000減)	149,200			
		74,200			
	学校体育施設等電子予約システム整備事業 (△7,400皆減)	7,400			
		0			
合 計 (△80,500減)		2,808,100			
		2,727,600			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	構成比	補正額	計	構成比
		%			%
1 市税	22,070,918	40.2		22,070,918	39.4
2 地方譲与税	566,100	1.0		566,100	1.0
3 利子割交付金	48,000	0.1		48,000	0.1
4 配当割交付金	170,000	0.3		170,000	0.3
5 株式等譲渡所得割交付金	318,000	0.6		318,000	0.6
6 法人事業税交付金	390,000	0.7		390,000	0.7
7 地方消費税交付金	3,673,000	6.7		3,673,000	6.6
8 ゴルフ場利用税交付金	71,000	0.1		71,000	0.1
9 環境性能割交付金	2,000	0.0		2,000	0.0
10 地方特例交付金	275,137	0.5	△1,227	273,910	0.5
11 地方交付税	4,650,000	8.5	409,506	5,059,506	9.0
12 交通安全対策特別交付金	16,000	0.0		16,000	0.0
13 分担金及び負担金	143,679	0.3		143,679	0.3
14 使用料及び手数料	553,232	1.0	77,920	631,152	1.1
15 国庫支出金	9,384,433	17.1	89,319	9,473,752	16.9
16 県支出金	4,432,276	8.1	12,771	4,445,047	7.9
17 財産収入	124,448	0.2		124,448	0.2
18 寄附金	624,311	1.1	16,000	640,311	1.2
19 繰入金	2,175,454	4.0	△1,414,933	760,521	1.4
20 繰越金	30,000	0.0	1,898,666	1,928,666	3.5
21 諸収入	2,425,257	4.4	2,361	2,427,618	4.3
22 市債	2,808,100	5.1	△57,500	2,750,600	4.9
歳入合計	54,951,345	100.0	1,032,883	55,984,228	100.0

(歳 出)

款	補正前の額	構成比	補 正 額
1 議会費	270,508	% 0.5	
2 総務費	6,006,989	10.9	980,159
3 民生費	19,190,648	34.9	24,100
4 衛生費	5,701,825	10.4	96,334
5 労働費	1,464,334	2.7	
6 農林水産業費	1,359,518	2.5	34,143
7 商工費	1,922,926	3.5	
8 土木費	4,985,043	9.1	5,643
9 消防費	1,955,898	3.5	
10 教育費	6,270,756	11.4	△27,679
11 災害復旧費	312,270	0.6	
12 公債費	5,466,066	9.9	△79,817
13 予備費	44,564	0.1	
歳 出 合 計	54,951,345	100.0	1,032,883

(単位：千円)

計	構成比	補 正 額 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一 般 財 源
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
270,508	0.5				
6,987,148	12.5			4,000	976,159
19,214,748	34.3	19,133			4,967
5,798,159	10.4	46,600		77,920	△28,186
1,464,334	2.6				
1,393,661	2.5	12,771	1,900		19,472
1,922,926	3.4				
4,990,686	8.9				5,643
1,955,898	3.5				
6,243,077	11.1	23,586	△59,400	10,003	△1,868
312,270	0.6				
5,386,249	9.6				△79,817
44,564	0.1				
55,984,228	100.0	102,090	△57,500	91,923	896,370

2 歳 入

1 0 款 地方特例交付金

1 項 地方特例交付金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 地方特例交付金	補正前 274,000 補正額 △1,227 計 272,773	1 地方特例交付金	△1,227
計	補正前 274,000 補正額 △1,227 計 272,773		

(単位：千円)

説	明	備	考
地方特例交付金	△1, 227		
既決予算額 274, 000	補正後予算額 272, 773		

10款 地方特例交付金

1 1 款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 地方交付税	補正前 4,650,000 補正額 409,506 計 5,059,506	1 普通地方交付税	409,506
計	補正前 4,650,000 補正額 409,506 計 5,059,506		

(単位：千円)

説 明	備 考
普通地方交付税 既決予算額 3,900,000 補正後予算額 4,309,506 409,506	

1 1 款 地方交付税

1 4 款 使用料及び手数料

2 項 手数料

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
3 衛生手数料	補正前 133,488 補正額 77,920 計 211,408	3 清掃手数料	77,920
計	補正前 193,827 補正額 77,920 計 271,747		

(単位：千円)

説 明	備 考
一般廃棄物処理手数料 既決予算額 129,320 補正後予算額 207,240 77,920	

1 4 款 使用料及び手数料

1 5 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
9 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	補正前 784, 720 補正額 89, 319 計 874, 039	1 物価高騰対応重点 支援地方創生臨時 交付金	89, 319
計	補正前 4, 597, 802 補正額 89, 319 計 4, 687, 121		

(単位：千円)

説	明	備	考
物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（令和 7 年度国補正） 89,319 既決予算額 784,720 補正後予算額 874,039			

15款 国庫支出金

1 6 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
4 農林水産業費県補助金	補正前 282,386 補正額 12,771 計 295,157	4 国内外消費拡大事業費県補助金	12,771
計	補正前 1,703,284 補正額 12,771 計 1,716,055		

(単位：千円)

説 明	備 考
静岡茶輸出拡大生産体制強化支援事業費補助金 既決予算額 25,000 補正後予算額 37,771 12,771	

1 6 款 県支出金

1 8 款 寄附金

1 項 寄附金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
4 教育費寄附金	補正前 3,401 補正額 12,000 計 15,401	3 スポーツ機会創出 費寄附金	12,000
5 一般寄附金	補正前 610,000 補正額 4,000 計 614,000	1 一般寄附金	4,000
計	補正前 624,311 補正額 16,000 計 640,311		

(単位：千円)

説 明	備 考
学校体育施設等電子予約システム整備事業寄附金 既決予算額 0 補正後予算額 12,000	
企業版ふるさと納税寄附金 既決予算額 10,000 補正後予算額 14,000	

18款 寄附金

1 9 款 繰入金

1 項 基金繰入金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 基金繰入金	補正前 2, 175, 454 補正額 △1, 414, 933 計 760, 521	1 基金繰入金	△1, 414, 933
計	補正前 2, 175, 454 補正額 △1, 414, 933 計 760, 521		

(単位：千円)

説 明		備 考
財政調整基金繰入金	△1,410,575	
既決予算額 1,410,575 補正後予算額 0		
ふるさと応援基金繰入金	4,000	
既決予算額 300,165 補正後予算額 304,165		
教育施設整備基金繰入金	△8,358	
既決予算額 106,658 補正後予算額 98,300		

19款 繰入金

20款 繰越金

1項 繰越金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 繰越金	補正前 30,000 補正額 1,898,666 計 1,928,666	1 繰越金	1,898,666
計	補正前 30,000 補正額 1,898,666 計 1,928,666		

(単位：千円)

説 明	備 考
繰越金 既決予算額 30,000 補正後予算額 1,928,666 1,898,666	

20款 繰越金

2 1 款 諸収入

5 項 雑入

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
10 教育費雑収入	補正前 330,410 補正額 2,361 計 332,771	13 豊かな感性・健やかな心身の育成費 雑入	2,361
計	補正前 936,886 補正額 2,361 計 939,247		

(単位：千円)

説 明	備 考
職員等給食費自己負担金 既決予算額 60,616 補正後予算額 62,977 2,361	

2 1 款 諸収入

2 2 款 市債

1 項 市債

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
4 農林水産債	補正前	3 自然災害防止事業 債	1,900
	135,700		
	補正額		
	1,900		
7 教育債	計	1 義務教育施設整備 事業債	△52,000
	137,600		
	補正前		
	572,900		
	補正額	2 社会教育施設整備 事業債	△7,400
	△59,400		
	計		
	513,500		
計	補正前		
	2,808,100		
	補正額		
	△57,500		
	計		
	2,750,600		

(単位：千円)

説	明	備	考
自然災害防止事業（農業用溜池整備事業）	1,900		
既決予算額 23,000	補正後予算額 24,900		
原野谷学園小中一貫校整備事業	△75,000		
既決予算額 149,200	補正後予算額 74,200		
学校体育施設開放環境整備事業	23,000		
既決予算額 0	補正後予算額 23,000		
学校体育施設等電子予約システム整備事業	△7,400		
既決予算額 7,400	補正後予算額 0		

22款 市債

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
11 財政健全化推進費	補正前 632,693 補正額 910,159 計 1,542,852	その他 4,000 一般財源 906,159	24 積立金	910,159
計	補正前 4,931,282 補正額 910,159 計 5,841,441	その他 4,000 一般財源 906,159		

2 款 総務費

2 項 賦課徴収費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
2 市民税等賦課徴収費	補正前 170,364 補正額 70,000 計 240,364	一般財源 70,000	22 償還金利息及び割引料	70,000

(単位：千円)

説	明	備 考
1 基礎的財政収支向上推進費	910,159	
(1) 財政管理費	910,159	
既決予算額 632,693	補正後予算額 1,542,852	
・財政調整基金積立金	881,080	
・財政健全化基金積立金	25,079	
・ふるさと応援基金積立金	4,000	

(単位：千円)

説	明	備 考
1 賦課適正化推進費	70,000	
(1) 市民税等賦課事務費	70,000	
既決予算額 170,364	補正後予算額 240,364	
・法人市民税精算還付金	70,000	

2 款 総務費

2 款 総務費

2 項 賦課徴収費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
計	補正前	一般財源		
	634, 209	70, 000		
	補正額			
	70, 000			
	計			
	704, 209			

(単位：千円)

説 明	備 考

2 款 総務費

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
16 介護保険特別会計繰出金 費	補正前 1,613,986 補正額 4,967 計 1,618,953	一般財源 4,967	27 繰出金	4,967
計	補正前 7,906,267 補正額 4,967 計 7,911,234	一般財源 4,967		

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
6 子育て環境整備費	補正前 3,970,506 補正額 19,133 計 3,989,639	国県支出金 19,133	18 負担金補助及び交 付金	19,133

(単位：千円)

説 明	備 考
1 介護保険特別会計繰出金費 4,967 (1) 介護保険特別会計繰出金費 4,967 既決予算額 1,613,986 補正後予算額 1,618,953 ・ 介護保険特別会計繰出金 4,967	

(単位：千円)

説	明	備	考
1 乳幼児教育・保育充実費	19, 133		
（ 1） 私立保育園等運営費	19, 133		
既決予算額 3, 013, 130	補正後予算額 3, 032, 263		
・ 保育所等給食負担軽減事業費補助金	19, 133		

3 款 民生費

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
計	補正前	国県支出金		
	10,408,041	19,133		
	補正額			
	19,133			
	計			
	10,427,174			

(単位：千円)

説 明	備 考

3 款 民生費

4 款 衛生費

3 項 清掃費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
2 ごみ減量対策費	補正前	国県支出金	10 需用費	81,674
	243,707	46,600	11 役務費	9,788
	補正額	その他	12 委託料	4,872
	96,334	49,734		
計	340,041			
5 掛川市・菊川市衛生施設 組合負担金費	補正前	その他		
	1,447,603	28,186		
	補正額	一般財源		
	0	△28,186		
計	1,447,603			
計	補正前	国県支出金		
	2,768,446	46,600		
	補正額	その他		
	96,334	77,920		
計	2,864,780	一般財源 △28,186		

(単位：千円)

説 明	備 考
1 ゴミ減量啓発推進費 96,334 (1) 適正なごみ処理啓発費 96,334 既決予算額 85,955 補正後予算額 182,289 ・指定袋購入費 81,674 ・指定袋取扱手数料 9,788 ・運搬委託料（単価契約分） 4,872	
財源更正	

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
9 国内外消費拡大事業費	補正前	国県支出金	18 負担金補助及び交 付金	25,543
	88,046	12,771		
	補正額	一般財源		
	25,543	12,772		
計	113,589			
計	補正前	国県支出金		
	576,107	12,771		
	補正額	一般財源		
	25,543	12,772		
計	601,650			

6 款 農林水産業費

2 項 農地費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 農地生産力維持増進費	補正前	一般財源	18 負担金補助及び交 付金	6,600
	407,255	6,600		
	補正額			
	6,600			
計	413,855			
2 農業用施設防災対策費	補正前	地方債	18 負担金補助及び交 付金	2,000
	114,465	1,900		
	補正額	一般財源		
	2,000	100		
計	116,465			

(単位：千円)

説	明	備	考
1 市場動向対応事業費	25, 543		
（ 1） 高付加価値化促進費	25, 543		
既決予算額 72, 500	補正後予算額 98, 043		
・ 静岡茶輸出拡大生産体制強化支援事業費補助金	25, 543		

(単位：千円)

備 考	明 説
	1 農業効率の作業促進事業費 6,600 (1) (県施行) 土地改良総合整備費 6,600 既決予算額 56,716 補正後予算額 63,316 ・ 県単調査費負担金 6,600
	1 溜池等災害防止事業費 2,000 (1) (県施行) 溜池等農業施設防災減災費 2,000 既決予算額 20,750 補正後予算額 22,750 ・ 農業用溜池整備事業負担金 2,000

6 款 農林水產業費

6 款 農林水産業費

2 項 農地費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
計	補正前	地方債		
	614,318	1,900		
	補正額	一般財源		
	8,600	6,700		
	計			
	622,918			

(単位：千円)

説 明	備 考

6 款 農林水産業費

8 款 土木費

4 項 都市計画費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
4 公園緑地管理費	補正前	一般財源	10 需用費	5,643
	222,333	5,643		
	補正額			
	5,643			
計				
	227,976			
計	補正前	一般財源		
	1,913,345	5,643		
	補正額			
	5,643			
計				
	1,918,988			

(単位：千円)

説 明	備 考
1 観光交流的活用促進費 5,643 (1) 22世紀の丘公園管理費 5,643 既決予算額 61,157 補正後予算額 66,800 ・施設修理費 5,643	

8款 土木費

10款 教育費

2項 小学校費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
2 小学校管理費	補正前 141,448 補正額 4,000 計 145,448	その他 4,000	14 工事請負費	4,000
計	補正前 1,188,536 補正額 4,000 計 1,192,536	その他 4,000		

10款 教育費

3項 中学校費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
8 (中学校) 確かな学力の 育成費	補正前 283,513 補正額 △83,358 計 200,155	地方債 △75,000 その他 △8,358	12 委託料	△83,358

(単位：千円)

説	明	備	考
1 (小学校) 安全安心な教育環境整備費	4,000		
(1) 小学校施設管理費	4,000		
既決予算額 135,133	補正後予算額 139,133		
・補修工事費	4,000		

(単位：千円)

説	明	備	考
1 (中学校) 教育環境整備費	△83,358		
(1) 原野谷学園小中一貫校整備費	△83,358		
既決予算額 165,886	補正後予算額 82,528		
・実施設計委託料	△83,358		

10款 教育費

10款 教育費

3項 中学校費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
計	補正前	地方債		
	771,441	△75,000		
	補正額	その他		
	△83,358	△8,358		
計	688,083			

10款 教育費

6項 保健体育費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 スポーツ振興給与費	補正前	その他		
	63,320	1,868		
	補正額	一般財源		
	0	△1,868		
計	63,320			
2 スポーツ機会創出費	補正前	地方債	12 委託料	1,980
	323,606	15,600		
	補正額	その他	14 工事請負費	23,752
	25,732	10,132		
計	349,338			
4 豊かな感性・健やかな心 身の育成費	補正前	国県支出金	10 需用費	25,654
	1,184,138	23,586		
	補正額	その他	18 負担金補助及び交 付金	293
	25,947	2,361		
計	1,210,085			

(単位：千円)

説 明	備 考

(単位：千円)

説 明	備 考
財源更正	
1 スポーツ施設管理運営事業費 25,732	
(1) 学校体育施設開放費 25,732	
既決予算額 25,939 補正後予算額 51,671	
・実施設計委託料 1,980	
・改修工事費 23,752	
1 良質な給食提供費 25,947	
(1) 学校給食運営費 25,947	
既決予算額 1,045,862 補正後予算額 1,071,809	
・給食材料費 25,654	
・学校給食費負担軽減臨時給付金 293	

10款 教育費

10 款 教育費

6 項 保健体育費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
計	補正前	国県支出金		
	1,679,984	23,586		
	補正額	地方債		
	51,679	15,600		
	計	その他		
	1,731,663	14,361		
		一般財源		
		△1,868		

(単位：千円)

説 明	備 考

10款 教育費

1 2 款 公債費

1 項 公債費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 元金	補正前 5, 127, 900 補正額 △15, 658 計 5, 112, 242	一般財源 △15, 658	22 償還金利子及び割引料	△15, 658
2 利子	補正前 338, 166 補正額 △64, 159 計 274, 007	一般財源 △64, 159	22 償還金利子及び割引料	△64, 159
計	補正前 5, 466, 066 補正額 △79, 817 計 5, 386, 249	一般財源 △79, 817		

(単位：千円)

説 明	備 考
1 長期債償還元金 △15,658 （ 1） 長期債償還元金 △15,658 既決予算額 5,127,900 補正後予算額 5,112,242 ・ 長期債償還元金 △15,658	
1 長期債償還利子 △64,159 （ 1） 長期債償還利子 △64,159 既決予算額 336,166 補正後予算額 272,007 ・ 長期債償還利子 △64,159	

債務負担行為で令和8年度以降にわたるものについての令和7年度末までの
支出額の見込及び令和8年度以降の支出予定額等に関する調書

1. 債務負担に係るもの

上段：補正前 下段：補正後

(単位 千円)

事 項	限度額	R7年度末までの支出見込額		R8年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期間	金 額	期間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
原野谷学園小中一貫校基本設計・実施設計業務委託	207,858	R7	42,000	R8	165,858		149,200	16,658	
	207,858	R7	42,000	R8 ～ R9	165,858		149,200	16,658	
学校体育施設屋外照明設備改修工事									
	59,378			R8 ～ R9	59,378		53,200	6,178	
給食文化苑こようの丘空調設備改修工事監理業務委託									
	4,620			R8 ～ R9	4,620		4,100		520
給食文化苑こようの丘空調設備改修工事									
	153,923			R8 ～ R9	153,923		138,500		15,423

地方債の令和6年度末現在高並びに令和7年度末及び
令和8年度末における現在高の見込に関する調書

(上段:補正前 下段:補正後) (単位 千円)

区 分	令和6年度末 現在高	令和7年度末 現在高見込額	令和8年度中増減見込額		令和8年度末 現在高見込額
			起債見込額	元金償還 見込額	
1. 普通債	21,967,184	24,421,361	(972,800) 2,665,200	3,182,689	(972,800) 23,903,872
			(972,800) 2,607,700		(972,800) 23,846,372
(1) 総務債	1,688,496	3,107,711	(167,700) 79,500	352,382	(167,700) 2,834,829
(2) 民生債	2,671,039	2,343,649	11,600	450,128	1,905,121
(3) 衛生債	1,059,364	978,984	71,600	196,202	854,382
(4) 農林水産債	939,547	975,836	133,700	147,048	962,488
			135,600		964,388
(5) 土木債	9,934,816	10,622,783	(800,800) 1,345,600	1,165,892	(800,800) 10,802,491
(6) 消防債	1,556,349	2,258,362	383,300	64,353	2,577,309
(7) 教育債	3,747,244	3,771,742	572,900	748,935	3,595,707
			513,500		3,536,307
(8) 辺地債	370,329	362,294	(4,300) 67,000	57,749	(4,300) 371,545
2. 災害復旧債	282,483	462,125	(56,300) 136,200	32,978	(56,300) 565,347
3. その他	18,665,189	16,709,608	6,700	1,912,233	14,804,075
				1,896,575	14,819,733
(1) 災害援護資金			6,700		6,700
(2) 住民税等減税補てん債	45,643	14,423		14,423	
(3) 臨時財政対策債	18,078,266	16,246,709		1,790,170	14,456,539
				1,774,512	14,472,197
(4) 減収補てん債	541,280	448,476		107,640	340,836
合 計	40,914,856	41,593,094	(1,029,100) 2,808,100	5,127,900	(1,029,100) 39,273,294
			(1,029,100) 2,750,600	5,112,242	(1,029,100) 39,231,452

※()外書:令和7年度繰越分

議案第 99 号

令和 8 年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 204,619 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12,365,712 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 8 月 28 日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 繰越金		千円 20,000	千円 204,619	千円 224,619
	1 繰越金	20,000	204,619	224,619
歳 入 合 計		12,161,093	204,619	12,365,712

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 基金積立金		千円 271,201	千円 176,555	千円 447,756
	1 基金積立金	271,201	176,555	447,756
7 諸支出金		48,259	28,064	76,323
	1 償還金及び還付加算金	48,259	28,064	76,323
歳 出 合 計		12,161,093	204,619	12,365,712

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	構成比	補正額	計	構成比
		%			%
1 国民健康保険税	2,707,344	22.3		2,707,344	21.9
2 使用料及び手数料	2	0.0		2	0.0
3 県支出金	8,392,246	69.0		8,392,246	67.9
4 財産収入	669	0.0		669	0.0
5 繰入金	977,784	8.0		977,784	7.9
6 繰越金	20,000	0.2	204,619	224,619	1.8
7 諸収入	63,048	0.5		63,048	0.5
歳入合計	12,161,093	100.0	204,619	12,365,712	100.0

(歳 出)

款	補正前の額	構成比	補 正 額
1 総務費	197,923	% 1.6	
2 保険給付費	8,265,637	68.0	
3 国民健康保険事業費納付金	3,253,539	26.8	
4 保健事業費	120,640	1.0	
5 基金積立金	271,201	2.2	176,555
6 公債費	200	0.0	
7 諸支出金	48,259	0.4	28,064
8 予備費	3,694	0.0	
歳 出 合 計	12,161,093	100.0	204,619

(単位：千円)

計	構成比	補 正 額 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一 般 財 源
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	%				
197,923	1.6				
8,265,637	66.9				
3,253,539	26.3				
120,640	1.0				
447,756	3.6				176,555
200	0.0				
76,323	0.6				28,064
3,694	0.0				
12,365,712	100.0				204,619

2 歳 入

6 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 繰越金	補正前 20,000 補正額 204,619 計 224,619	1 繰越金	204,619
計	補正前 20,000 補正額 204,619 計 224,619		

(単位：千円)

説 明	備 考
繰越金 既決予算額 20,000 補正後予算額 224,619 204,619	

3 歳 出

5 款 基金積立金

1 項 基金積立金

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 国民健康保険事業基金積立金	補正前 271, 201 補正額 176, 555 計 447, 756	一般財源 176, 555	24 積立金	176, 555
計	補正前 271, 201 補正額 176, 555 計 447, 756	一般財源 176, 555		

(単位：千円)

説 明	備 考
1 基金積立金費 176,555 (1) 基金積立金費 176,555 既決予算額 271,201 補正後予算額 447,756 ・ 国民健康保険事業基金積立金 176,555	

7 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
3 償還金	補正前	一般財源	22 償還金利子及び割	28,064
	33,259	28,064	引料	
	補正額			
	28,064			
計	計			
	61,323			
計	補正前	一般財源		
	48,259	28,064		
	補正額			
	28,064			
計	計			
	76,323			

(単位：千円)

説 明	備 考
1 保険給付費等交付金償還金 28,064 (1) 保険給付費等交付金償還金 28,064 既決予算額 0 補正後予算額 28,064 ・精算返還金 28,064	

議案第 1 0 0 号

令和 8 年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 7,446 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,075,164 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

掛川市長 久 保 田 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		千円 1,000	千円 7,446	千円 8,446
	1 繰越金	1,000	7,446	8,446
歳入合計		2,067,718	7,446	2,075,164

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		千円 1,944,221	千円 7,446	千円 1,951,667
	1 後期高齢者医療広域連 合納付金	1,944,221	7,446	1,951,667
歳 出 合 計		2,067,718	7,446	2,075,164

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	構成比	補正額	計	構成比
		%			%
1 後期高齢者医療保険料	1,644,085	79.5		1,644,085	79.2
2 使用料及び手数料	1	0.0		1	0.0
3 繰入金	419,731	20.3		419,731	20.2
4 繰越金	1,000	0.1	7,446	8,446	0.4
5 諸収入	2,901	0.1		2,901	0.2
歳入合計	2,067,718	100.0	7,446	2,075,164	100.0

(歳 出)

款	補正前の額	構成比	補 正 額
1 総務費	45,483	% 2.2	
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1,944,221	94.0	7,446
3 保健事業費	75,114	3.6	
4 公債費	100	0.0	
5 諸支出金	2,800	0.2	
歳 出 合 計	2,067,718	100.0	7,446

(単位：千円)

計	構成比	補正額の財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
45,483	2.2%				
1,951,667	94.1				7,446
75,114	3.6				
100	0.0				
2,800	0.1				
2,075,164	100.0				7,446

2 歳 入

4 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 繰越金	補正前 1,000 補正額 7,446 計 8,446	1 繰越金	7,446
計	補正前 1,000 補正額 7,446 計 8,446		

(単位：千円)

説 明	備 考
繰越金 既決予算額 1,000 補正後予算額 8,446 7,446	

3 歳 出

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

1 項 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 後期高齢者医療広域連合 納付金	補正前 1,944,221 補正額 7,446 計 1,951,667	一般財源 7,446	18 負担金補助及び交 付金	7,446
計	補正前 1,944,221 補正額 7,446 計 1,951,667	一般財源 7,446		

(単位：千円)

説 明	備 考
1 後期高齢者医療広域連合納付金 7,446 (1) 後期高齢者医療広域連合納付金 7,446 既決予算額 1,944,221 補正後予算額 1,951,667 ・ 後期高齢者医療広域連合納付金 7,446	

議案第 101 号

令和 8 年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ170,675千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,875,264千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 8 月 28 日提出

掛川市長 久 保 田 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		千円 2,005,195	千円 9,915	千円 2,015,110
	2 国庫補助金	207,528	9,915	217,443
4 支払基金交付金		2,753,850	1,428	2,755,278
	1 支払基金交付金	2,753,850	1,428	2,755,278
5 県支出金		1,509,838	2,764	1,512,602
	2 県補助金	55,248	2,764	58,012
7 繰入金		1,999,904	△222,265	1,777,639
	1 一般会計繰入金	1,613,986	4,967	1,618,953
	2 基金繰入金	385,918	△227,232	158,686
8 繰越金		20	378,833	378,853
	1 繰越金	20	378,833	378,853
歳 入 合 計		10,704,589	170,675	10,875,264

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 235,080	千円 10,395	千円 245,475
	1 総務管理費	60,771	10,395	71,166
6 諸支出金		3,520	160,280	163,800
	1 償還金及び還付加算金	3,520	160,280	163,800
歳 出 合 計		10,704,589	170,675	10,875,264

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	構成比	補正額	計	構成比
		%			%
1 保険料	2,404,204	22.5		2,404,204	22.1
2 分担金及び負担金	27,641	0.3		27,641	0.3
3 国庫支出金	2,005,195	18.7	9,915	2,015,110	18.5
4 支払基金交付金	2,753,850	25.7	1,428	2,755,278	25.3
5 県支出金	1,509,838	14.1	2,764	1,512,602	13.9
6 財産収入	3,575	0.0		3,575	0.0
7 繰入金	1,999,904	18.7	△222,265	1,777,639	16.4
8 繰越金	20	0.0	378,833	378,853	3.5
9 諸収入	362	0.0		362	0.0
歳入合計	10,704,589	100.0	170,675	10,875,264	100.0

(歳 出)

款	補正前の額	構成比	補 正 額
1 総務費	235,080	% 2.2	10,395
2 保険給付費	10,438,093	97.5	
3 保健福祉事業費	23,621	0.2	
4 基金積立金	3,575	0.1	
5 公債費	700	0.0	
6 諸支出金	3,520	0.0	160,280
歳 出 合 計	10,704,589	100.0	170,675

(単位：千円)

計	構成比	補 正 額 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一 般 財 源
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
245,475	2.3	4,966			5,429
10,438,093	96.0				
23,621	0.2				
3,575	0.0				
700	0.0				
163,800	1.5				160,280
10,875,264	100.0	4,966			165,709

2 歳 入

3 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	補正前 38,498 補正額 2,322 計 40,820	2 過年度分地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	2,322
3 地域支援事業交付金（包括の支援・任意事業）	補正前 62,376 補正額 2,627 計 65,003	2 過年度分地域支援事業交付金（包括の支援・任意事業）	2,627
6 総務費国庫補助金	補正前 0 補正額 4,966 計 4,966	1 一般管理費国庫補助金	4,966
計	補正前 207,528 補正額 9,915 計 217,443		

(単位：千円)

説 明	備 考
過年度分地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業） 既決予算額 0 補正後予算額 2,322 2,322	
過年度分地域支援事業交付金（包括的支援・任意事業） 既決予算額 0 補正後予算額 2,627 2,627	
介護保険システム改修事業費補助金 既決予算額 0 補正後予算額 4,966 4,966	

介護保険特別会計

4 款 支払基金交付金

1 項 支払基金交付金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 介護給付費交付金	補正前 2,701,876 補正額 1,315 計 2,703,191	2 過年度分介護給付費交付金	1,315
2 地域支援事業支援交付金	補正前 51,974 補正額 113 計 52,087	2 過年度分地域支援事業支援交付金	113
計	補正前 2,753,850 補正額 1,428 計 2,755,278		

(単位：千円)

説 明	備 考
過年度分介護給付費交付金 既決予算額 0 補正後予算額 1,315 1,315	
過年度分地域支援事業支援交付金 既決予算額 0 補正後予算額 113 113	

介護保険特別会計

5 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	補正前 24,061 補正額 1,451 計 25,512	2 過年度分地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	1,451
2 地域支援事業交付金（包括の支援・任意事業）	補正前 31,187 補正額 1,313 計 32,500	2 過年度分地域支援事業交付金（包括の支援・任意事業）	1,313
計	補正前 55,248 補正額 2,764 計 58,012		

(単位：千円)

説 明	備 考
過年度分地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業） 1,451 既決予算額 0 補正後予算額 1,451	
過年度分地域支援事業交付金（包括の支援・任意事業） 1,313 既決予算額 0 補正後予算額 1,313	

介護保険特別会計

7 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
5 その他繰入金	補正前 208,109 補正額 4,967 計 213,076	2 事務費繰入金	4,967
計	補正前 1,613,986 補正額 4,967 計 1,618,953		

7 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 給付支払準備基金繰入金	補正前 385,918 補正額 △227,232 計 158,686	1 給付支払準備基金 繰入金	△227,232

(単位：千円)

説 明		備 考
事務費繰入金	4,967	
既決予算額 65,231 補正後予算額 70,198		

(単位：千円)

説 明		備 考
給付支払準備基金繰入金	△227,232	
既決予算額 385,918 補正後予算額 158,686		

介護保険特別会計

7 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
計	補正前		
	385,918		
	補正額		
	△227,232		
	計		
	158,686		

(単位：千円)

説 明	備 考

8 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 繰越金	補正前 20 補正額 378,833 計 378,853	1 繰越金	378,833
計	補正前 20 補正額 378,833 計 378,853		

(単位：千円)

説 明		備 考
繰越金	378,833	
既決予算額 20	補正後予算額 378,853	

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 一般管理費	補正前	国県支出金	12 委託料	9,933
	60,771	4,966		
	補正額	一般財源	22 償還金利子及び割引料	462
	10,395	5,429		
	計			
	71,166			
計	補正前	国県支出金		
	60,771	4,966		
	補正額	一般財源		
	10,395	5,429		
	計			
	71,166			

(単位：千円)

説 明	備 考
1 一般管理費 10,395 (1) 一般管理費 10,395 既決予算額 23,216 補正後予算額 33,611 ・介護保険システム変更委託料 9,933 ・精算返還金 462	

6 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
2 給付費精算返還金	補正前	一般財源	22 償還金利子及び割引料	160,280
	10	160,280		
	補正額			
	160,280			
計	計			
	160,290			
計	補正前	一般財源		
	3,520	160,280		
	補正額			
	160,280			
計	計			
	163,800			

(単位：千円)

説 明	備 考
1 給付費精算返還金 160,280 (1) 給付費精算返還金 160,280 既決予算額 10 補正後予算額 160,290 ・精算返還金 160,280	

議案第 1 0 2 号

掛川市スポーツ施設条例の一部改正について

掛川市スポーツ施設条例（平成29年掛川市条例第8号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和8年8月28日提出

掛川市長 久 保 田 崇

掛川市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

掛川市スポーツ施設条例（平成29年掛川市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「次の表に定める」を「別表第1の」に改め、同項の表を削る。

第8条第3項中「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額」を「別表第2に定める金額」に改め、同項各号を削る。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

名 称		位 置
東遠カルチャーパーク総合体育館		掛川市大池2250番地
掛川市掛川海洋センター	体育館	掛川市大池2192番地
	艇庫	掛川市大池2313番地の3
掛川市いこいの広場		掛川市細谷1686番地
掛川市下垂木多目的広場		掛川市下垂木2243番地の1
掛川市安養寺運動公園		掛川市淡陽116番地
掛川市大東海洋センター		掛川市国安2808番地の15
掛川市大東総合運動場		掛川市国安3300番地の1
掛川市大東ビーチスポーツ公園運動場		掛川市千浜8572番地の3
掛川市大東北運動場		掛川市下土方407番地
掛川市大須賀運動場		掛川市西大淵6220番地の1
掛川市大須賀海洋センター		掛川市沖之須1924番地の1
掛川市南体育館		掛川市大淵14234番地の1

別表第2（第8条関係）

1 東遠カルチャーパーク総合体育館

(1) アリーナ

(単位：円)

区 分				使用時間	午前 9 時 から正午 まで	午後 1 時 から午後 3 時30分 まで	午後 3 時 30分から 午後 6 時 30分まで	午後 6 時 30分から 午後 9 時 30分まで
アマチュア スポーツ等 に使用する 場合	入場料を 徴収しな い場合	全面	一般	6, 000	5, 000	6, 000	6, 000	
			高校生以下	3, 000	2, 500	3, 000	3, 000	
		4 分の 3 面	一般	4, 500	3, 700	4, 500	4, 500	
			高校生以下	2, 200	1, 900	2, 200	2, 200	
		半面	一般	3, 000	2, 500	3, 000	3, 000	
			高校生以下	1, 500	1, 200	1, 500	1, 500	
		4 分の 1 面	一般	1, 500	1, 200	1, 500	1, 500	
			高校生以下	750	600	750	750	
	入場料を 徴収する 場合	2, 000未満			18, 000	15, 000	18, 000	18, 000
		2, 000以上3, 000未満			21, 000	17, 500	21, 000	21, 000
		3, 000以上4, 000未満			24, 000	20, 000	24, 000	24, 000
		4, 000以上			30, 100	25, 000	30, 100	30, 100
	控室 1				1 時間につき350			
	控室 2				1 時間につき350			
	控室 4				1 時間につき350			
商業宣伝、 営業目的等 に使用する 場合	入場料を 徴収しな い場合	全面	一般	15, 000	12, 500	15, 000	15, 000	
			高校生以下	7, 500	6, 300	7, 500	7, 500	
		4 分の 3 面	一般	11, 300	9, 400	11, 300	11, 300	
			高校生以下	5, 600	4, 700	5, 600	5, 600	
		半面	一般	7, 500	6, 300	7, 500	7, 500	
			高校生以下	3, 700	3, 100	3, 700	3, 700	
		4 分の 1 面	一般	3, 700	3, 100	3, 700	3, 700	
			高校生以下	1, 900	1, 500	1, 900	1, 900	
	入場料を 徴収する 場合	2, 000未満			45, 100	37, 600	45, 100	45, 100
		2, 000以上3, 000未満			52, 600	43, 800	52, 600	52, 600
		3, 000以上4, 000未満			60, 100	50, 100	60, 100	60, 100
		4, 000以上			75, 200	62, 600	75, 200	75, 200
	控室 1				1 時間につき950			
	控室 2				1 時間につき950			
	控室 4				1 時間につき950			

備考

- 1 使用時間の超過又は繰上げは、施設の使用に支障がないと認められる場合に限り、行うものとする。この場合において、当該超過又は繰上げに係る利用料金の額は、次の表に掲げる額とする。

	超過又は繰上げが 1 時間以内の場合	超過又は繰上げが 1 時間を超え 2 時間以内の場合	超過又は繰上げが 2 時間を超え 3 時間以内の場合	超過又は繰上げが 3 時間を超える場合
供用時間内における超過又は繰上げ	基準額の 100 パーセントに相当する額	基準額の 200 パーセントに相当する額	基準額の 300 パーセントに相当する額	基準額の 100 パーセントに相当する額に超過し、又は繰り上げた使用時間に乗じて得た額
供用時間外における超過又は繰上げ	基準額の 150 パーセントに相当する額	基準額の 300 パーセントに相当する額	基準額の 450 パーセントに相当する額	基準額の 150 パーセントに相当する額に超過し、又は繰り上げた使用時間に乗じて得た額

- 2 備考 1 の表において「基準額」とは、午前 9 時から正午までの利用料金の額の 1 時間当たりの額をいう。
- 3 使用時間の超過又は繰上げが 3 時間を超える場合において、当該使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間として計算する。
- 4 利用料金の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(2) 武道場

(単位：円)

使用時間 区 分			午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 3 時 30 分まで	午後 3 時 30 分から午後 6 時 30 分まで	午後 6 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
アマチュアスポーツ等に使用する場合	全面	一般	2,300	1,900	2,300	2,300
		高校生以下	1,100	900	1,100	1,100
	半面	一般	1,100	900	1,100	1,100
		高校生以下	550	450	550	550
商業宣伝、営業目的等に使用する場合	全面		5,600	4,700	5,600	5,600
	半面		2,800	2,300	2,800	2,800

備考 (1) の表備考 1 から備考 4 までの規定は、この表に掲げる利用料金について準用する。

(3) 弓道場

(単位：円)

区 分 \ 使用時間				午前 9 時 から正午 まで	午後 1 時 から午後 3 時30分 まで	午後 3 時 30分から 午後 6 時 30分まで	午後 6 時 30分から 午後 9 時 30分まで
専用 使用	アマチュア スポーツ等 に使用する 場合	全面	一般	1,100	900	1,100	1,100
			高校生以下	550	450	550	550
		半面 (5立)	一般	600	500	600	600
			高校生以下	300	250	300	300
	商業宣伝、営業目的等 に使用する場合	全面		2,800	2,300	2,800	2,800
		半面 (5立)		1,500	1,300	1,500	1,500
個人 使用	一般			3 時間につき100			
	高校生以下			3 時間につき50			
和室	アマチュアスポーツ等に使用する場合			1 時間につき250			
	商業宣伝、営業目的等に使用する場合			1 時間につき600			

備考 (1)の表備考 1 から備考 4 までの規定は、この表に掲げる利用料金について準用する。

(4) 研修室

(単位：円)

区 分		単 位	金 額
非営利目的に使用する場合	全面	1 時間	750
	半面	1 時間	350
商業宣伝、営業目的等に使用する場合	全面	1 時間	1,800
	半面	1 時間	900

(5) プール・トレーニング室・スタジオ

(単位：円)

区 分			単 位	金 額
プール	個人使用	一般	1 回	550
		小・中学生	1 回	200
		3 歳以上	1 回	100
	プログラム (受講料のみ)		30分	200
	専用使用 (1 コース)	一般	1 時間	3,400
		高校生以下	1 時間	1,400
トレーニング室	大人 (高校生以上)		1 回	450
	小人 (中学生)		1 回	200

スタジオ	専用使用	アマチュアスポーツ等	1 時間	750
		商業宣伝、営業目的等	1 時間	1, 800
	個人使用	プログラム（施設利用料金と受講料の合計額）	30分	750
			45分	900
			60分	1, 000
共通定期券			1 月	7, 800
共通回数券	100円利用券60枚綴り			5, 230
	100円利用券11枚綴り			1, 030
	100円利用券			100
法人利用券（プール及びトレーニング室に限る。）		法人	1 口1, 000枚	345, 700
			1 口300枚	115, 200
			1 口150枚	57, 600
		個人	1 枚	450

(6) 照明設備

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
アリーナ	全面（全点灯）	1 時間 1,800
	全面（2分の1点灯）	1 時間 900
	4分の3面（全点灯）	1 時間 1,300
	4分の3面（2分の1点灯）	1 時間 650
	半面（全点灯）	1 時間 900
	半面（2分の1点灯）	1 時間 450
	4分の1面（全点灯）	1 時間 450
	4分の1面（2分の1点灯）	1 時間 200
武道場	全面	1 時間 600
	半面	1 時間 300

(7) 冷暖房・空調設備

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
アリーナ	全面	1 時間 6,300
	控室 1	1 時間 100
	控室 2	1 時間 100
	控室 4	1 時間 100
武道場	全面	1 時間 1,200
スタジオ	全面	1 時間 500
弓道場専用使用	全面	1 時間 250
研修室	全面	1 時間 250

(8) 備品

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
電光表示板	1 式	1,030
バスケットゴール	1 対	510
フットサルゴール	1 対	200
ハンドボールゴール	1 対	200
バレーボール用具	1 コート	200
バドミントン用具	1 コート	100
卓球台	1 台	100
テニス用具	1 コート	200
インディアカ用具	1 コート	100
トランポリン用具	1 台	300
トランポビクス	1 式	200
レクリエーション用具	1 種目 1 セット	200
フロアシート	1 枚	100
ステージ	1 台	200

(9) その他

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
メインアリーナ放送室	1 式	6,300
放送設備（アリーナ・武道場・弓道場・研修室・スタジオ）	各 1 式	1,200
託児（生後 6 月から就学前までの幼児）	1 人	350

2 掛川海洋センター

(1) 体育館

(単位：円)

使用時間		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 3 時 30 分 まで	午後 3 時 30 分 から午後 6 時 30 分まで	午後 6 時 30 分 から午後 9 時 30 分まで
区 分	全面使用	1,200	1,000	1,200	1,200
	半面使用	600	500	600	600
研修室		1 時間につき 250			

備考

- 1 掛川市民及び掛川市内に事務所又は事業所を有するもの以外のものが使用する場合における利用料金の額は、所定の利用料金の額の100パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 2 屋内運動場又は研修室の利用者が入場料（これに類するものを含む。以下同じ。）を徴収する場合における利用料金の額は、所定の利用料金の額（1に該当する場合は、1により算定

した額)の100パーセントに相当する額を加算した額とする。

- 3 商業宣伝、営業又はこれらに類する目的をもって使用する場合における利用料金の額は、入場料の徴収の有無にかかわらず、所定の利用料金の額の400パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 4 使用時間の超過又は繰上げは、施設の使用に支障がないと認められる場合に限り、行うものとする。この場合において、当該超過又は繰上げに係る利用料金の額は、次の表に掲げる額とする。

	超過又は繰上げが 1時間以内の場合	超過又は繰上げが 1時間を超え2時間 以内の場合	超過又は繰上げが 2時間を超え3時間 以内の場合	超過又は繰上げが 3時間を超える場合
供用時間 内における超過又は 繰上げ	基準額の100パー セントに相当する 額	基準額の200パー セントに相当する 額	基準額の300パー セントに相当する 額	基準額の100パー セントに相当する 額に超過し、又は 繰り上げた使用時間 を乗じて得た額
供用時間 外における超過又は 繰上げ	基準額の150パー セントに相当する 額	基準額の300パー セントに相当する 額	基準額の450パー セントに相当する 額	基準額の150パー セントに相当する 額に超過し、又は 繰り上げた使用時間 を乗じて得た額

- 5 備考4の表において「基準額」とは、午前9時から正午までの利用料金の額(備考1に該当する場合は、備考1により算定した額)の1時間当たりの額をいう。
- 6 使用時間の超過又は繰上げが3時間を超える場合において、当該使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 7 利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(2) 附帯設備

(単位：円)

種	類	単 位	金 額
屋内運動場照明設備	全面	30分	100
	半面	30分	50
舟艇	大人	3時間	250
	小人	3時間	100

備考 この表において「小人」とは、小学生及び中学生をいう。

3 いこいの広場

(1) 野球場

(単位：円)

区分 \ 使用時間	午前6時から午前8時30分まで	午前8時30分から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで
野球場	2,500	4,500	4,500	2,300
放送設備及びBSO表示板	600	1,200	1,200	600
スコアボード及びオーダーボード	350	600	600	350

備考

- 1 掛川市民及び掛川市内に事務所又は事業所を有するもの以外のものが使用する場合における利用料金の額は、所定の利用料金の額の100パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 2 野球場の使用者が入場料（これに類するものを含む。以下同じ。）を徴収する場合における利用料金の額は、所定の利用料金の額（1に該当する場合は、1により算定した額）の100パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 3 野球場の使用者が入場料を徴収する場合における利用料金の額は、2に定めるもののほか、入場料の徴収総額の5パーセントに相当する額を加算した額とする。ただし、入場料の徴収総額が利用料金の額を超えない場合は、この限りでない。
- 4 商業宣伝、営業又はこれらに類する目的をもって使用する場合における利用料金の額は、入場料の徴収の有無にかかわらず、所定の利用料金の額の400パーセントに相当する額を加算した額とする。

(2) 多目的広場

(単位：円)

区分 \ 使用時間	午前6時から午前8時30分まで	午前8時30分から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで
全面使用	1,900	3,500	3,500	3,500
片面使用	950	1,800	1,800	1,800

備考 (1)の表備考1の規定は、この表に掲げる利用料金について準用する。

(3) テニスコート

(単位：円)

使用時間	単位	金額
午前6時30分から午前8時30分まで	1面	750
午前8時30分から午前10時30分まで	1面	750
午前10時30分から午後零時30分まで	1面	750
午後1時から午後3時まで	1面	750
午後3時から午後5時まで	1面	750
午後5時から午後7時まで	1面	750
午後7時から午後9時30分まで	1面	900

備考 (1)の表備考1の規定は、この表に掲げる利用料金について準用する。

(4) 附帯設備

(単位：円)

区 分	種 類		単 位	金 額
多目的広場	照明設備	全面使用	30分	3,500
		片面使用	30分	2,300
テニスコート	照明設備		30分	250
	練習板		1 人	100

4 下垂木多目的広場

(単位：円)

区 分	使用時間	午前 8 時30分 から午前10時 30分まで	午前10時30分 から午後零時 30分まで	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時から 午後 5 時まで
全面使用		2,300	2,300	2,300	2,300
片面使用		1,100	1,100	1,100	1,100

備考 掛川市民及び掛川市内に事務所又は事業所を有するもの以外のものが使用する場合には、利用料金の額は、所定の利用料金の額の100パーセントに相当する額を加算した額とする。

5 安養寺運動公園

(1) 多目的グラウンド

(単位：円)

使 用 時 間	金 額
午前 6 時から午前 8 時30分まで	950
午前 8 時30分から午後 1 時まで	1,800
午後 1 時から午後 5 時まで	1,800
午後 5 時から午後 9 時30分まで	1,800

備考 掛川市民及び掛川市内に事務所又は事業所を有するもの以外のものが使用する場合には、利用料金の額は、所定の利用料金の額の100パーセントに相当する額を加算した額とする。

(2) テニスコート

(単位：円)

使 用 時 間	単 位	金 額
午前 6 時30分から午前 8 時30分まで	1 面	500
午前 8 時30分から午前10時30分まで	1 面	500
午前10時30分から午後零時30分まで	1 面	500
午後 1 時から午後 3 時まで	1 面	500
午後 3 時から午後 5 時まで	1 面	500
午後 5 時から午後 7 時まで	1 面	500
午後 7 時から午後 9 時30分まで	1 面	600

備考 (1)の表備考の規定は、この表に掲げる利用料金について準用する。

(3) 水泳プール

(単位：円)

使用区分 \ 使用時間			午前 6 時 45分から 午前 8 時 45分まで	午前 9 時 から正午 まで	午後 1 時 から午後 4 時まで	午後 4 時 15分から 午後 6 時 15分まで	午後 5 時 から午後 8 時まで
専用 使用	高校生 以上	30人以下	18,200	—	—	18,200	—
		30人超え50人以下	24,200	—	—	24,200	—
		50人超え	36,300	—	—	36,300	—
	中学生 以下	30人以下	9,100	—	—	9,100	—
		30人超え50人以下	12,100	—	—	12,100	—
		50人超え	18,200	—	—	18,200	—
個人 使用	当日券	一般	—	350	350	—	350
		小・中学生	—	200	200	—	200
		3歳以上	—	100	100	—	100
	回数券	一般	1冊(11回分)につき3,700				
		小・中学生	1冊(11回分)につき2,080				
		3歳以上	1冊(11回分)につき1,030				

(4) 公園管理棟

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
ミーティングルーム	1 時間	250

(5) 照明設備

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
多目的グラウンド	30分	1,800
テニスコート	30分	250

6 大東海洋センター

(1) 艇庫

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
会議室	1 時間	250

備考 掛川市民及び掛川市内に事務所又は事業所を有するもの以外のものが使用する場合における利用料金の額は、所定の利用料金の額の100パーセントに相当する額を加算した額とする。

(2) 附帯設備

(単位：円)

種 類		単 位	金 額
舟艇	大人	3 時間	250
	小人	3 時間	100

備考 この表において「小人」とは、小学生及び中学生をいう。

7 大東総合運動場

(1) 運動場

(単位：円)

区 分			使 用 時 間	金 額	
				市 内	市 外
野球場			午前 6 時から午前 8 時30分まで	1, 200	2, 500
			午前 8 時30分から午後 1 時まで	2, 300	4, 500
			午後 1 時から午後 5 時まで	2, 300	4, 500
			午後 5 時から午後 9 時30分まで	2, 300	4, 500
多目的広場			午前 6 時から午前 8 時30分まで	1, 100	2, 200
			午前 8 時30分から午後 1 時まで	2, 000	4, 000
			午後 1 時から午後 5 時まで	2, 000	4, 000
			午後 5 時から午後 7 時まで	1, 000	2, 000
テニスコート（1 面）			午前 6 時30分から午前 8 時30分まで	750	1, 500
			午前 8 時30分から午前10時30分まで	750	1, 500
			午前10時30分から午後零時30分まで	750	1, 500
			午後 1 時から午後 3 時まで	750	1, 500
			午後 3 時から午後 5 時まで	750	1, 500
			午後 5 時から午後 7 時まで	750	1, 500
			午後 7 時から午後 9 時30分まで	900	1, 800
グラウンド ゴルフ場	全面	専用利用	午前 9 時から午後零時まで	6, 200	12, 500
			午後 1 時から午後 4 時まで	6, 200	12, 500
		個人利用	午前 9 時から午後零時まで	100	250
			午後 1 時から午後 4 時まで	100	250
	半面	専用利用	午前 9 時から午後零時まで	3, 100	6, 200
			午後 1 時から午後 4 時まで	3, 100	6, 200
		個人利用	午前 9 時から午後零時まで	100	250
			午後 1 時から午後 4 時まで	100	250

備考

- この表において「市内」とは、掛川市民及び掛川市内に事務所又は事業所を有するものをいい、「市外」とは、市内以外のものをいう。
- 多目的広場の一部を使用する場合における利用料金の額は、使用面積が多目的広場の面積の2分の1以下のときは、所定の利用料金の額の2分の1に相当する額とする。

(2) 照明設備

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
野球場	30分	2, 600
テニスコート	30分	250

8 大東ビーチスポーツ公園運動場

(1) ビーチバレーコート

(単位：円)

使 用 時 間	単 位	金 額	
		市 内	市 外
午前 6 時から午前 9 時まで	1 面	350	750
午前 9 時から午後 1 時まで	1 面	500	1,000
午後 1 時から午後 5 時まで	1 面	500	1,000

備考 この表において「市内」とは、掛川市民及び掛川市内に事務所又は事業所を有するものをいい、「市外」とは、市内以外のものをいう。

(2) 備品

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
バレー用具	1 対	100
サッカーゴール	1 対	200

9 大東北運動場

(1) 運動場

(単位：円)

区 分	使 用 時 間	金 額	
		市 内	市 外
多目的広場	午前 6 時から午前 8 時30分まで	950	1,900
	午前 8 時30分から午後 1 時まで	1,800	3,500
	午後 1 時から午後 5 時まで	1,800	3,500
	午後 5 時から午後 7 時まで	900	1,800
テニスコート（1 面）	午前 6 時30分から午前 8 時30分まで	750	1,500
	午前 8 時30分から午前10時30分まで	750	1,500
	午前10時30分から午後零時30分まで	750	1,500
	午後 1 時から午後 3 時まで	750	1,500
	午後 3 時から午後 5 時まで	750	1,500
	午後 5 時から午後 7 時まで	750	1,500
	午後 7 時から午後 9 時30分まで	900	1,800

備考 この表において「市内」とは、掛川市民及び掛川市内に事務所又は事業所を有するものをいい、「市外」とは、市内以外のものをいう。

(2) 照明設備

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
テニスコート	30分	250

10 大須賀運動場

(1) 運動場

(単位：円)

施 設 名	使 用 時 間	金 額
野球場・陸上競技場	午前 6 時から午前 8 時30分まで	950
	午前 8 時30分から午後 1 時まで	1,800
	午後 1 時から午後 5 時まで	1,800
	午後 5 時から午後 9 時30分まで	1,800
テニスコート (1 面)	午前 6 時30分から午前 8 時30分まで	500
	午前 8 時30分から午前10時30分まで	500
	午前10時30分から午後零時30分まで	500
	午後 1 時から午後 3 時まで	500
	午後 3 時から午後 5 時まで	500
	午後 5 時から午後 7 時まで	500
	午後 7 時から午後 9 時30分まで	600

備考 掛川市民及び掛川市内に事務所又は事業所を有するもの以外のものが使用する場合には、
利用料金の額は、所定の利用料金の額の100パーセントに相当する額を加算した額とする。

(2) 照明設備

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
野球場・陸上競技場	30分	1,200
テニスコート	30分	250

11 大須賀海洋センター

(単位：円)

使用時間		午前 9 時から正午 まで	午後 1 時から午後 4 時まで	午後 5 時から午後 8 時まで
区 分	大人	200	200	200
	小人	100	100	100
	3 歳以上	50	50	50

備考 この表において「小人」とは、小学生及び中学生をいう。

12 南体育館

(1) アリーナ

(単位：円)

使用時間 区 分			午前 9 時 から正午 まで	午後 1 時 から午後 3 時30分 まで	午後 3 時 30分から 午後 6 時 30分まで	午後 6 時 30分から 午後 9 時 30分まで
入場料を徴収しない場合	全面	一般	4,500	3,700	4,500	4,500
		高校生以下	2,200	1,900	2,200	2,200
	3分の2面	一般	3,000	2,500	3,000	3,000
		高校生以下	1,500	1,200	1,500	1,500
	半面	一般	2,200	1,900	2,200	2,200
		高校生以下	1,100	900	1,100	1,100
	3分の1面	一般	1,500	1,200	1,500	1,500
		高校生以下	750	600	750	750
入場料を徴収する場合	2,000未満		13,500	11,300	13,500	13,500
	2,000以上3,000未満		15,800	13,100	15,800	15,800
	3,000以上4,000未満		18,000	15,000	18,000	18,000
	4,000以上		22,500	18,800	22,500	22,500

備考

- 商業宣伝、営業又はこれらに類する目的をもって使用する場合における利用料金の額は、入場料の徴収の有無にかかわらず、所定の利用料金の額の400パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 使用時間の超過又は繰上げは、施設の使用に支障がないと認められる場合に限り、行うものとする。この場合において、当該超過又は繰上げに係る利用料金の額は、次の表に掲げる額とする。

	超過又は繰上げが 1 時間以内の場合	超過又は繰上げが 1 時間を超え 2 時 間以内の場合	超過又は繰上げが 2 時間を超え 3 時 間以内の場合	超過又は繰上げが 3 時間を超える場 合
供用時間 内におけ る超過又 は繰上げ	基準額の100パー セントに相当する 額	基準額の200パー セントに相当する 額	基準額の300パー セントに相当する 額	基準額の100パー セントに相当する 額に超過し、又は 繰り上げた使用時 間を乗じて得た額
供用時間 外におけ る超過又 は繰上げ	基準額の150パー セントに相当する 額	基準額の300パー セントに相当する 額	基準額の450パー セントに相当する 額	基準額の150パー セントに相当する 額に超過し、又は 繰り上げた使用時 間を乗じて得た額

- 備考2の表において「基準額」とは、午前9時から正午までの利用料金の額（備考1に該

当する場合は、備考 1 により算定した額) の 1 時間当たりの額をいう。

4 使用時間の超過又は繰上げが 3 時間を超える場合において、当該使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間として計算する。

5 利用料金の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(2) 体力測定室

(単位：円)

区 分 \ 使用時間		午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 3 時 30 分まで	午後 3 時 30 分から午後 6 時 30 分まで	午後 6 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
全面	一般	1,100	900	1,100	1,100
	高校生以下	550	450	550	550
半面	一般	550	450	550	550
	高校生以下	300	250	300	300

備考 (1) の表備考 1 から備考 5 までの規定は、この表に掲げる利用料金について準用する。

(3) トレーニング室

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
大人 (高校生以上)	1 回	450
小人 (中学生)	1 回	200
共通定期券	1 月	7,800

(4) その他の施設

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
研修室	全面	1 時間 750
	半面	1 時間 350
会議室・相談室・談話室	1 時間	350

備考 商業宣伝、営業又はこれらに類する目的をもって使用する場合における利用料金の額は、入場料の徴収の有無にかかわらず、所定の利用料金の額の 400 パーセントに相当する額を加算した額とする。

(5) 照明設備

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
アリーナ	全面	1 時間 1,300
	3 分の 2 面	1 時間 900
	半面	1 時間 650
	3 分の 1 面	1 時間 450
体力測定室	全面	1 時間 300
	半面	1 時間 150

(6) 冷暖房・空調設備

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
体力測定室	1 時間	600
研修室	1 時間	250
会議室	1 時間	100
相談室	1 時間	100
談話室	1 時間	100

(7) 備品

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
電光表示器	1 式	200
バスケットボール用具	1 コート	200
フットサル用具	1 コート	200
ハンドボール用具	1 コート	200
バレーボール用具	1 コート	200
バドミントン用具	1 コート	100
卓球台	1 台	100
テニス用具	1 コート	200
インディアカ用具	1 コート	100
トランポリン用具	1 台	300
トランポビクス	1 式	200
フロアシート	1 枚	100
ステージ	1 台	200

(8) その他

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
放送設備（アリーナ・体力測定室）	1 式	1,200
託児（生後 6 月から就学前までの幼児）	1 人	350

別表第 3 から別表第10までを削る。

附 則

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の掛川市スポーツ施設条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における使用許可に係る利用料金から適用し、施行日前における使用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 8 条第 3 項の規定による承認は、この条例の施行前においても、新条例別表第 2 に定める額の範囲内で行うことができる。

議案第103号

掛川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

掛川市消防団員等公務災害補償条例（平成17年掛川市条例第189号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和8年8月28日提出

掛川市長 久 保 田 崇

掛川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

掛川市消防団員等公務災害補償条例（平成17年掛川市条例第189号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(葬祭補償) 第21条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、 <u>31万5,000円</u> に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。	(葬祭補償) 第21条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、 <u>33万円</u> に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の掛川市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第21条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた掛川市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号の葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であつて、改正前の掛川市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第21条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第9条の規定による金額により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第21条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

議案第 1 0 4 号

掛川市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、掛川市道路線を次のとおり認定する。

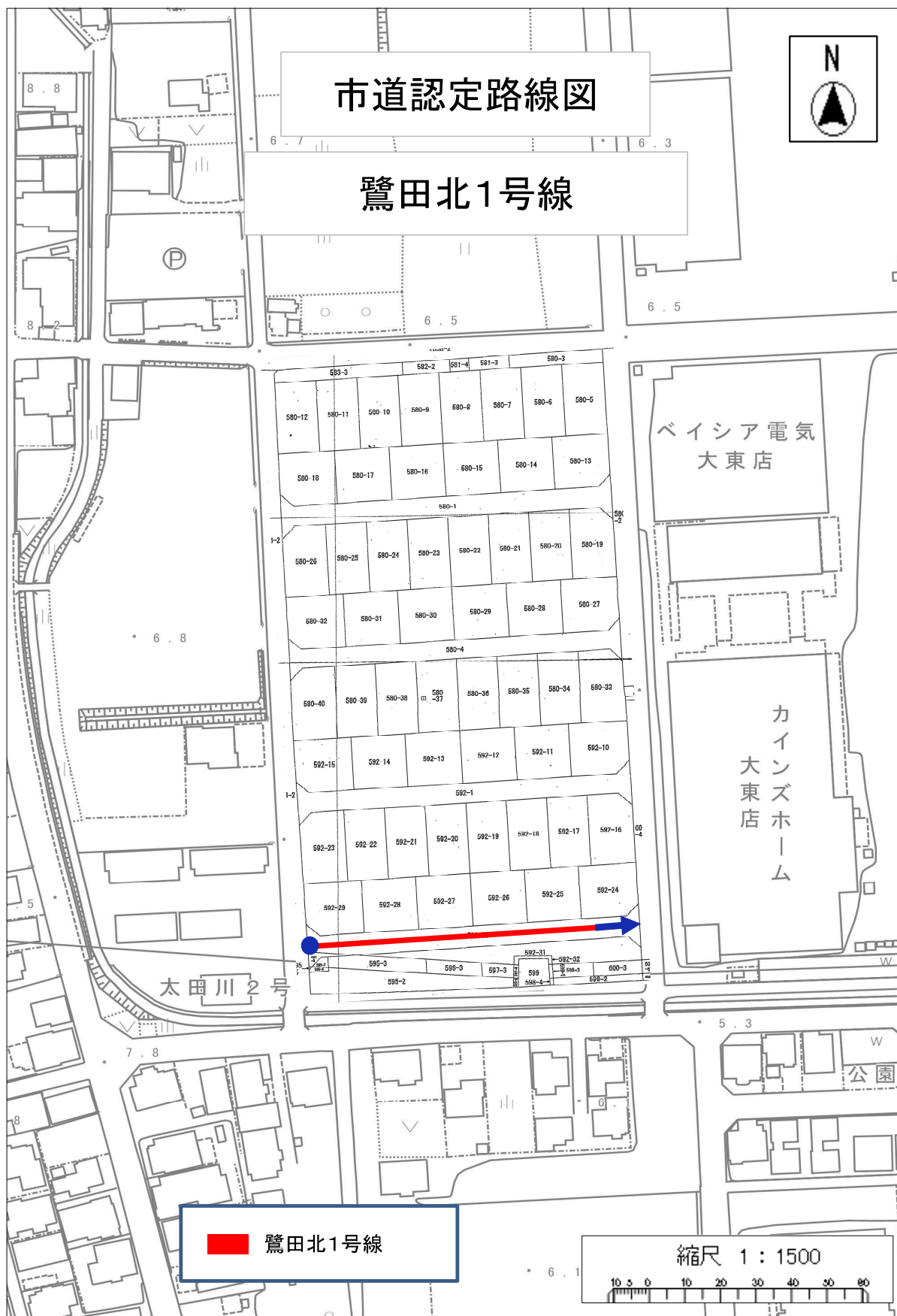
令和8年8月28日提出

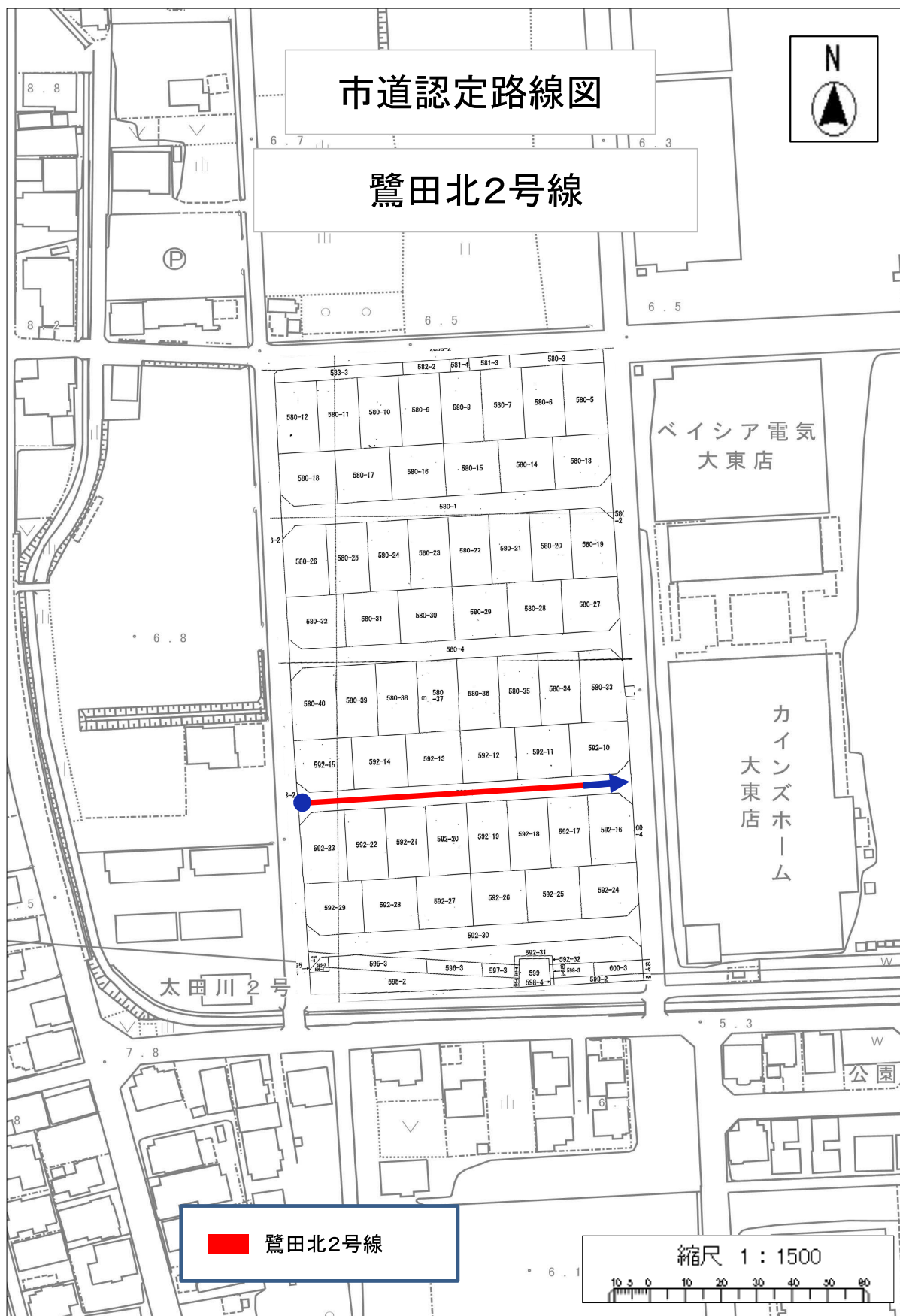
掛川市長 久 保 田 崇

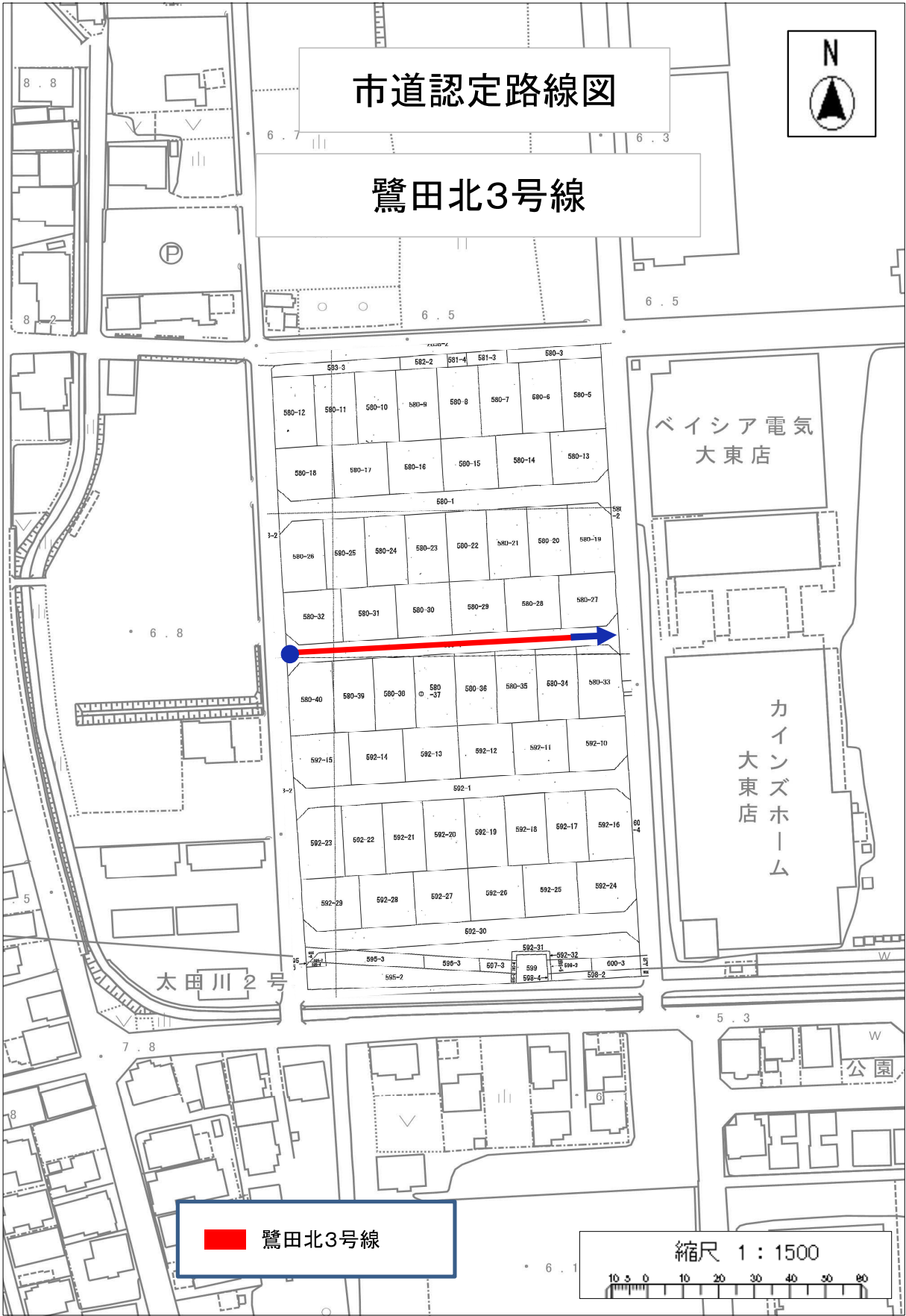
市 道 認 定 路 線 表

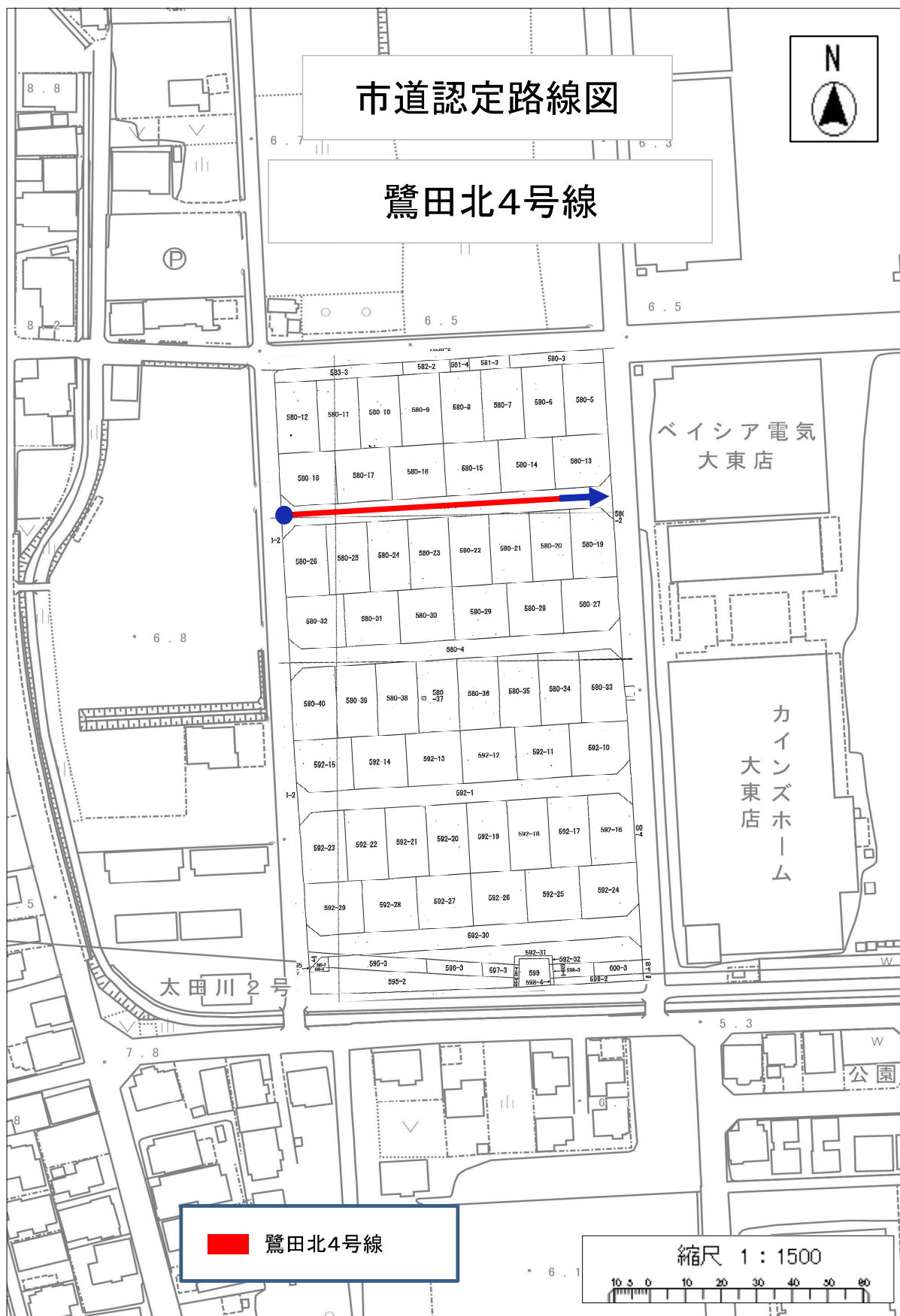
NO	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
1	綱田橋通り4号支線	下垂木字海老田1839番1	下垂木字海老田1839番9	
2	鷺田北1号線	大坂字鷺田592番29	大坂字鷺田592番24	
3	鷺田北2号線	大坂字鷺田592番15	大坂字鷺田592番10	
4	鷺田北3号線	大坂字鷺田580番32	大坂字鷺田580番27	
5	鷺田北4号線	大坂字鷺田580番18	大坂字鷺田580番13	











議案第 105 号

令和 7 年度掛川市水道事業会計剰余金の処分について

令和 7 年度掛川市水道事業会計未処分利益剰余金 354,003,962 円のうち、200,000,000 円を資本金に組み入れ、100,000,000 円を建設改良積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

令和 8 年 8 月 28 日提出

掛川市長 久保田 崇

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	13,158,510,722	182,461,758	354,003,962
議会の議決による処分数額	200,000,000		△300,000,000
資本金への組入	200,000,000		△200,000,000
建設改良積立金の積立			△100,000,000
処分後残高	13,358,510,722	182,461,758	54,003,962

令和 7 年度掛川市公共下水道事業会計剰余金の処分について

令和 7 年度掛川市公共下水道事業会計未処分利益剰余金52,315,401円のうち、7,537,164円を資本金に組み入れ、残余を繰り越すものとする。

令和 8 年 8 月 28 日提出

掛川市長 久保田 崇

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	2,323,173,698	1,920,147,307	52,315,401
議会の議決による処分数額	7,537,164		△7,537,164
資本金への組入	7,537,164		△7,537,164
(減債積立金の取崩し)			7,537,164
減債積立金の積立			△7,537,164
処分後残高	2,330,710,862	1,920,147,307	44,778,237

報告第5号

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、次のとおり健全化判断比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和8年8月28日提出

掛川市長 久保田 崇

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.83)	— (16.83)	7.3 (25.0)	15.3 (350.0)

備考

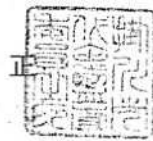
- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率が算定されない場合は、「—」と表示した。
- 2 括弧内の数値は、早期健全化基準を表示した。



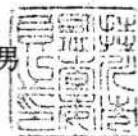
掛 監 査 第 12 号
令和 8 年 8 月 18 日

掛川市長 久 保 田 崇 様

掛川市監査委員 杉 山



掛川市監査委員 山 本 行 男



令和 7 年度健全化判断比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 7 年度健全化判断比率を審査したので、次のとおり意見を提出します。

1 審査の対象

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期日

令和 8 年 7 月 30 日

3 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、正確に作成されているかを主眼として、関係諸帳簿との照合等通常実施すべき審査手続を実施したほか、関係職員の説明を聴取した。

4 審査の結果

審査に付された令和 7 年度の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも正確に作成されているものと認められた。

審査の結果、実質赤字額及び連結実質赤字額は生じておらず、計上すべき実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されないものと認められた。

また、実質公債費比率及び将来負担比率については、いずれも早期健全化基準内であることが認められた。

（単位：％）

健全化判断比率	令和 7 年度	早期健全化基準
実 質 赤 字 比 率	—	11.83
連結実質赤字比率	—	16.83
実 質 公 債 費 比 率	7.3	25.0
将 来 負 担 比 率	15.3	350.0

報告第6号

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、掛川市水道事業会計、掛川市簡易水道事業会計、掛川市公共下水道事業会計、掛川市農業集落排水事業会計及び掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計の令和7年度決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和8年8月28日提出

掛川市長 久保田 崇

（単位：％）

会 計 の 名 称	資金不足比率
掛川市水道事業会計	—
掛川市簡易水道事業会計	—
掛川市公共下水道事業会計	—
掛川市農業集落排水事業会計	—
掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計	—

備考 資金不足比率が算定されない場合は、「—」と表示した。



掛 監 査 第 4 号
令和 8 年 8 月 18 日

掛川市長 久保田 崇 様

掛川市監査委員 杉 山



掛川市監査委員 山 本 行 男



令和 7 年度資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された令和 7 年度掛川市水道事業会計、掛川市簡易水道事業会計、掛川市公共下水道事業会計、掛川市農業集落排水事業会計及び掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計の資金不足比率を審査したので、次のとおり意見を提出します。

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期日

令和 8 年 6 月 5 日

3 審査の方法

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、正確に作成されているかを主眼として、関係諸帳簿との照合等通常実施すべき審査手続を実施したほか、関係職員の説明を聴取した。

4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも正確に作成されているものと認められた。

審査の結果、各会計における令和 7 年度の資金の不足額は生じておらず、計上すべき資金不足比率は算定されないものと認められた。

(単位：％)

会 計 名	資金不足比率
掛川市水道事業会計	—
掛川市簡易水道事業会計	—
掛川市公共下水道事業会計	—
掛川市農業集落排水事業会計	—
掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計	—

